

発行者情報

【表紙】

【公表書類】	発行者情報
【公表日】	令和元年9月25日
【発行者の名称】	中央インターナショナルグループ株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長兼社長 大石 正徳
【本店の所在の場所】	佐賀県佐賀市唐人二丁目2番12-101号
【電話番号】	0952-37-6231
【事務連絡者氏名】	取締役管理部長 池田 憲幸
【担当J-Adviserの名称】	宝印刷株式会社
【担当J-Adviserの代表者の役職氏名】	代表取締役 堆 誠一郎
【担当J-Adviserの本店の所在の場所】	東京都豊島区高田三丁目28番8号
【担当J-Adviserの財務状況が 公表されるウェブサイトのアドレス】	https://www.takara-print.co.jp/ir/reference/
【電話番号】	03-3971-3392
【取引所金融市场等に関する事項】	東京証券取引所 TOKYO PRO Market なお、振替機関の名称及び住所は、下記のとおりです。
【公表されるホームページのアドレス】	名称:株式会社証券保管振替機構 住所:東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号 中央インターナショナルグループ株式会社 http://www.cig-ins.co.jp 株式会社東京証券取引所 https://www.jpx.co.jp/

【投資者に対する注意事項】

1. TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、「第一部 第3【事業の状況】4【事業等のリスク】」において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
2. 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員(金融商品取引法(以下「法」という。)第21条第1項第1号に規定する役員(取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者)をいう。)は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。

3. TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例(以下「特例」という。)に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲載されるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。
4. 東京証券取引所は、発行者情報の内容(発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。)について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他的一切の責任を負いません。

第一部 【企業情報】

第1 【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2 【企業の概要】

1 【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次	第26期中	第27期中	第28期中	第26期	第27期
会計期間	自 平成29年1月1日 至 平成29年6月30日	自 平成30年1月1日 至 平成30年6月30日	自 平成31年1月1日 至 令和元年6月30日	自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日	自 平成30年1月1日 至 平成30年12月31日
売上高 (千円)	350,603	342,679	335,430	694,069	680,400
経常利益 (千円)	22,968	11,073	36,081	4,570	9,964
親会社株主に帰属する中間(当期)純利益 (千円)	38,210	24,463	27,658	26,219	50,139
中間包括利益又は包括利益 (千円)	35,233	17,897	43,110	30,501	24,373
資本金 (千円)	20,000	62,502	62,502	62,502	62,502
発行済株式総数 (株)	3,120,000	3,337,960	3,337,960	3,337,960	3,337,960
純資産額 (千円)	475,239	542,703	517,523	555,266	499,105
総資産額 (千円)	1,756,337	2,005,914	1,887,179	2,005,461	1,902,884
1株当たり純資産額 (円)	149.28	162.08	161.37	163.82	151.71
1株当たり配当額(うち1株当たり中間配当額) (円)	—	—	—	—	—
1株当たり中間(当期)純利益金額 (円)	12.77	7.83	9.31	8.79	16.37
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	24.9	25.0	24.8	25.7	23.8
自己資本利益率 (%)	8.7	4.8	6.0	5.5	10.3
株価収益率 (倍)	32.1	65.1	22.6	47.5	28.1
配当性向 (%)	—	—	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	27,864	32,597	35,004	55,848	34,503
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	103,204	10,039	54,667	△ 136,538	△ 26,861
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△ 43,423	△ 24,778	△ 72,864	192,256	△ 119,725
現金及び現金同等物の中間期末(期末)残高 (千円)	166,211	207,991	94,856	190,132	78,048
従業員数 (名)	73	77	72	75	72

(注)1. 第26期及び第27期の連結財務諸表、第26期中、第27期中及び第28期中の中間連結財務諸表につきましては、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、それぞれ有限責任監査法人トーマツの監査及び中間監査を受けております。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 当社は、平成29年12月15日を払込期日とする株主割当増資により普通株式217,960株を発行しております。
4. 第26期及び第27期、第26期中、第27期中及び第28期中の1株当たり配当額(うち1株当たり中間配当額)及び配当性向については、配当を行っていないため記載しておりません。
5. 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額は、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
6. 従業員数については、保険外交員、出向社員及び契約社員を前年度まで臨時雇用人員として記載しておりましたが、実質的に常時雇用しておりますので、本年度中間期より従業員数(平均人員)に含めております。結果、従業員数としては大幅に増加しておりますが、実質的な雇用人員は前年度と比較して大きな変化はありません。尚、[外書]しております平均臨時雇用人員数は、従業員数の100分の10未満であるため記載を省略しています。

(参考)

旧記載方法	第26期中	第27期中	第28期中	第26期	第27期
従業員 〔外、平均臨時雇用人員〕 (名)	20 〔58〕	24 〔57〕	23 〔52〕	21 〔60〕	22 〔54〕

7. 保険外交員(保険募集人)数は、第26期中67人、第27期中64人、第28期中69人であります。

2 【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営んでいる事業の内容に重要な変更はありません。

3 【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1)連結会社の状況

令和元年6月30日現在

従業員数(名)	72
---------	----

- (注) 1. 従業員数(名)は、これまで就業人員及び嘱託社員としておりましたが、保険外交員、出向社員及び契約社員は実質的に常時雇用しておりますので、本年度中間期よりこれに加えております。
結果、前年度と比較して従業員数(名)が大幅に増加し臨時従業員が大幅に減少しますが、実質的な雇用人員は前年度と比較して大きな変化はありません。
尚、平均人員数は、臨時従業員の総数が従業員数の100分の10未満であるため記載を省略しています。
2. 従業員数は、当中間連結会計期間の平均雇用人員(1日8時間換算)であります。
3. 当社グループにおいては、保険サービス事業及び不動産賃貸事業を行っておりますが、従業員数の全ては保険サービス事業に携っており、不動産賃貸事業に携わる従業員は専従者がいないため0人です。

(2)発行者の状況

令和元年6月30日現在

従業員数(名)	3 [1]
---------	----------

- (注) 1. 従業員数は就業人員及び嘱託社員であります。
2. 従業員数欄の[外書]は、臨時従業員でありパートタイマーです。
3. 従業員数は及び[外書]の臨時従業員は、当中間連結会計期間の平均雇用人員(1日8時間換算)であります。

(3)労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第3 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1)業績

当中間連結会計期間(平成31年1月1日～令和元年6月30日)におけるわが国経済は、特に中国経済減速の影響から、足もとでは、輸出と生産に弱めの動きがみられています。一方、内需は外需と比較して堅調であり、民間設備投資は増加傾向を続けています。雇用・所得環境が着実に改善する中、所得から支出への前向きな循環メカニズムも引き続き作用しています。

先行きについては、米中貿易戦争長期化への懸念及び消費増税を控えていることから不透明感は強くなっています。

当社グループの主たる足場となります損害保険代理店業界におきましては、保険募集の再委託についての厳格な運用による保険外交員の直接雇用への転換に加えて、平成28年5月の改正保険業法施行に伴い、保険募集にあたっての基本的なルールや規制が徹底・強化される等、保険募集管理体制の一層の強化が求められております。また、規制緩和と自由化の進展が販売チャネルの多様化による競争・競合激化と代理店の淘汰・統廃合をもたらし、引き続き厳しい舵取りを迫られ、さらに代理店業界再編・統合等の動きも加速化するものと思われます。

このような経営環境の下に当社グループでは、最大の強みである「face to face」の特色を発揮し様々なニーズにジャストフィットした保険設計や事故時における迅速な顧客対応等を通じて、きめ細かなお客様サービスの浸透に努めました。また、当社のスケールメリットを生かし、既存営業拠点全13箇所において営業基盤の拡大に引き続き注力してまいりました。

今後も、時代の変化に柔軟に粘り強く対応し、かつ、法令遵守の立場から、さらなる組織態勢の整備・充実に努めてまいります。

以上のような状況において、当中間連結会計期間の連結売上高は、保険手数料収入が軟調に推移したことから、対前年同期比7,248千円減収(△2.1%)の335,430千円となりました。損益面では、営業利益で前年同期比5,968千円増益(+60.2%)の15,881千円、経常利益で前年同期比25,007千円増益(+225.8%)の36,081千円、親会社株主に帰属する中間純利益で前年同期比3,195千円増益(+13.1%)の27,658千円となりました。

セグメント別の業績は次のとおりです。

(保険サービス事業)

保険サービス事業につきましては、お客様のニーズに応じた保険設計や事故時における迅速な対応等を通じて、きめ細やかなお客様サービスの浸透や既存営業拠点全13箇所において当社のスケールメリットを生かし、営業基盤の拡大に注力してまいりましたが、業績は軟調に推移しました。その結果、当中間連結会計期間の売上高は対前年同期比1,613千円増収(+0.6%)の290,574千円となりました。営業利益は6,667千円増益(+34.6%)の25,945千円となりました。

(不動産賃貸事業)

不動産賃貸事業につきましては、安定した収益を確保するため、貸店舗、貸マンション等の収益物件を保有しております。当中間連結会計期間の売上高は昨年度に収益物件の一部を売却し減少させたこと等から前年同期比10,134千円減収(△19.1%)の42,833千円となりました。営業利益は5,671千円減益(△37.8%)の9,342千円となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間末における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)は、94,856千円となりました。当中間連結会計期間末における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は、次のとおりです。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果獲得した資金は35,004千円となりました。主な収入項目は、税金等調整前中間純利益44,135千円、減価償却費の計上額18,687千円、主な支出項目は、法人税等の支払額9,586千円、利息の支払額6,978千円であります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果獲得した資金は54,667千円となりました。主な収入項目は、投資有価証券の売却42,557千円、保険積立金の払戻27,316千円、固定資産売却による収入18,107千円、貸付金回収による収入19,276千円、主な支出項目は、投資有価証券の取得47,104千円であります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果使用した資金は72,864千円となりました。主な支出項目は、長期借入金の返済による支出47,643千円、自己株式の取得24,693千円であります。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

該当事項はありません。

(2) 受注実績

該当事項はありません。

(3) 販売実績

当中間連結会計期間における販売実績は次のとおりであります。

セグメントの名称	販売高(千円)	前年同期比(%)
保険サービス事業	290,574	100.6
不動産賃貸事業	42,833	80.9
その他	2,022	269.7
合計	335,430	97.9

- (注) 1. セグメント間の取引については相殺消去しております。
2. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合

相手先	前中間連結会計期間		当中間連結会計期間	
	販売高(千円)	比率(%)	販売高(千円)	比率(%)
AIG損害保険株式会社	144,697	42.2	143,891	42.9
東京海上日動火災保険株式会社	52,039	15.2	50,349	15.0

3. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3【対処すべき課題】

当中間連結会計期間において、当社が対処すべき課題について、重要な変更はありません。

4【事業等のリスク】

当中間連結会計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または前連結会計年度の発行者情報に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありませんが、株式会社東京証券取引所が運営を行っております、当社株式の証券市場 TOKYO PRO Marketの上場維持の前提となる契約に関する説明いたします。

担当J-Adviserとの契約の解除に関する事項について

特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第102条の定めにより、TOKYO PRO Market上場企業は、東京証券取引所より認定を受けたいずれかの担当J-Adviserと、株式上場の適格性審査および株式上場後の上場適格性を維持するための指導、助言、審査等の各種業務を委託する契約(以下、「J-Adviser契約」とします。)を締結する義務があります。本発行者情報公表日時点において、当社がJ-Adviser契約を締結しているのは宝印刷株式会社(以下、「同社」とします。)であり、同社とのJ-Adviser契約において当社は、下記の義務の履行が求められております。下記の義務の履行を怠り、又はJ-Adviser契約に違反した場合、相手方は、相当の期間(特段の事情のない限り1か月)を定めてその義務の履行又は違反の是正を書面で催告し、その催告期間内にその義務の履行又は違反の是正がなされなかつたときは、J-Adviser契約を解除することができる旨の定めがあります。また、上記にかかわらず、当社及び同社は、両当事者による書面による合意又は相手方に対する1か月前以上の書面による通知を行うことにより、いつでもJ-Adviser契約を解約することができる旨の定めがあります。当社が同社より上記の解除にかかる催告期間中において、下記の義務の履行又は違反の是正が果たせない場合、または同社に代わる担当J-Adviserを確保できない場合は、当社普通株式のTOKYO PRO Market上場廃止につながる可能性があります。

<J-Adviser契約上の義務>

- ・ 特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第113条に定める上場適格性要件を継続的に満たすこと
- ・ 特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例及び特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則に従い、投資者への適時適切な会社情報の開示に努めること
- ・ 上場規程特例に定める上場会社及び新規上場申請者の義務を履行すること

また、当社において下記の事象が発生した場合には、同社からの催告無しでJ-Adviser契約を解除することができるものと定められております。

① 債務超過

当社がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1年以内(審査対象事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日(当該1年を経過する日が当社の事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日(当該1年を経過する日が当社の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後、最初に到来する事業年度の末日)までの期間をい。以下、本号において同じ。また「2年以内」も同様。))に債務超過の状態でなくならなかつたとき。但し、当社が法律の規定に基づく再生手続き若しくは更生手続き、産競法第2条第16項に規定する特定認証紛争解決手続きに基づく事業再生(当該手続きが実施された場合における産競法第52条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続きによる場合も含む。)又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態でなくなることを計画している場合(同社が適當と認める場合に限る。)には、2年内に債務超過の状態でなくならなかつたとき。

なお、同社が適當と認める場合に適合するかどうかの審査は、当社が審査対象事業年度に係る決算(上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社である場合には連結会計年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。)の内容を開示するまでの間ににおいて、再建計画(本号但し書きに定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画を含む。)を公表している場合を対象とし、当社が提出する当該再建計画並びに次の(a)及び(b)に定める書面に基づき行うものとする。

- (a) 次のイからハまでに掲げる場合の区分に従い、当該イからハまでに定める書面
- イ 法律の規定に基づく再生手続き又は再生手続きを行う場合 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として 裁判所の許可を得ているものであることを証する書面
 - ロ 産競法第2条第16項に規定する特定認証紛争解決手続きに基づく事業再生(当該手続きが実施された場合における産競法第52条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続きによる場合も含む。)を行う場合 当該再建計画が、当該手続きに従って成立したものとあることを証する書面
 - ハ 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合 当該再建計画が、当該ガイドラインに従って成立したものであることについて 債権者が記載した書面

- (b) 本号但し書きに定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画の前提となつた重要な事項等が、公認会計士等により検討されるものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

② 銀行取引の停止

当社が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となつた場合。

③ 破産手続、再生手続又は更生手続

当社が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合(当社が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合)又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合は、次のaからcまでに掲げる場合その他当社が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと同社が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

- a 当社が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合
- b 当社が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取り締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合
- c 当社が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受け若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合(当該債務の免除の額又は債務の弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る。)

当社から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

④ 前号に該当することとなった場合においても、当社が次のaからcまでに該当する再建計画の開示を行った場合には、原則としてJ-Adviser契約の解除は行わないものとする。

- a 次の(a)又は(b)に定める場合に従い、当該(a)又は(b)に定める事項に該当すること。
 - (a) 当社が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の許可を得られる見込みがあるものであること。
 - (b) 当社が前号cに規定する合意を行った場合 当該再建計画が、前号cに規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。
- b 当該再建計画に次の(a)及び(b)に掲げる事項が記載されていること。
 - (a) TOKYO PRO Marketに上場する有価証券の全部を消却するものではないこと。
 - (b) 前aの(a)に規定する見込みがある旨及びその理由又は同(b)に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容。
- c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。

⑤ 事業活動の停止

当社が事業活動を停止した場合(当社及びその連結子会社の事業活動が停止されたと同社が認めた場合)又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合は、次のaからcまでに掲げる場合その他当社が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と同社が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

- a 当社が、合併により解散する場合のうち、合併に際して当社の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の(a)又は(b)に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前(休業日を除外する。)の日
 - (a) TOKYO PRO Marketの上場株券等
 - (b) 特例第132条の規定の適用を受け、速やかにTOKYO PRO Marketに上場される見込みのある株券等
- b 当社が、前aに規定する合併以外の合併により解散する場合は、当社から当該合併に関する株主総会(普通出資者総会を含む。)の決議についての書面による報告を受けた日(当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議(委員会設置会社にあっては、執行役の決定を含む。)についての書面による報告を受けた日)

⑥ 不適当な合併等

当社が非上場会社の吸収合併又はこれに類するもの(i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、ii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iii 非上場会社からの事業の譲受け、iv 会社分割による他の者への事業の承継、v 他の者への事業の譲渡、vi 非上場会社との業務上の提携、vii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、viii その他非上場会社の吸収合併又はaから前gまでと同等の効果をもたらすと認められる行為)で定める行為(以下本号において「吸収合併等」という。)を行った場合に、当社が実質的な存続会社でないと同社が認めた場合

⑦ 支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により当社の支配株主(当社の親会社又は当社の議決権の過半数を直接若しくは間接に保有する者)が異動した場合(当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合を含む)において、支配株主と取引に関する健全性が著しく毀損されていると同社が認めるとき

⑧ 発行者情報等の提出遅延

当社が提出の義務を有する有価証券報告書又は半期報告書ならびに発行者情報などにつき、法令及び特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例等に定める期間内に提出しなかった場合で、同社がその遅延理由が適切でないと判断した場合

⑨ 虚偽記載又は不適正意見等

次のa又はbに該当する場合

a 当社が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると同社が認める場合

b 当社の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。）が記載され、かつ、その影響が重大であると同社が認める場合

⑩ 法令違反及び上場契約違反等

当社が重大な法令違反又は特例に関する重大な違反を行った場合

⑪ 株式事務代行機関への委託

当社が株式事務を特例で定める株式事務代行機関に委託したこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合

⑫ 株式の譲渡制限

当社がTOKYO PRO Marketに上場する株式の譲渡につき制限を行うこととした場合

⑬ 指定振替機関における取扱い

当社が発行する株券が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合

⑭ 株主の権利の不当な制限

当社が次のaからgまでのいずれかに掲げる行為を行っている場合において、株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると同社が認めた場合その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると同社が認めた場合をいう。

a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。）。

b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることのできないものの導入。

c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である当社の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を当社以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が当社に対する買収の実現を困難にする方策であると同社が認めるときは、当社が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。）。

d TOKYO PRO Marketに上場している株券について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。

e TOKYO PRO Marketに上場している株券について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。

f 議決権の比率が300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。

g 株主総会における議決権を失う株主が生じることになる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。

⑮ 全部取得

当社がTOKYO PRO Marketに上場している株券に係る株式の全部を取得する場合。

⑯ 株式等売渡請求による取得

特別支配株主が当社のTOKYO PRO Marketに上場している株券に係る株式の全部を取得する場合。

⑰ 反社会的勢力の関与

当社が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態がTOKYO PRO Marketの市場に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと同社が認めるとき。

⑱ その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、同社若しくは東京証券取引所が上場廃止を適当と認めた場合。

＜J-Adviser契約解除に係る事前催告に関する事項＞

- ① 当社又は同社が、J-Adviser契約に基づく義務の履行を怠り、又はその他J-Adviser契約違反を犯した場合、その相手方は、相当の期間(特段の事情のない限り1か月とする。)を定めて、その違反を是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかつたときはJ-Adviser契約を解除することができる。
- ② 前項の定めに関わらず、当社及び同社は、合意によりJ-Adviser契約期間中いつでもJ-Adviser契約を解除することができる。また、当社又は同社から相手方に対し、1か月前に書面で通知することによりJ-Adviser契約を解除することができる。
- ③ J-Adviser契約を解除する場合、特段の事情のない限り、同社はJ-Adviser契約を解除する旨を東京証券取引所に通知する。

なお、本発行者情報公表日時点において、J-Adviser契約の解約につながる可能性のある上記の事象は発生しておりません。

5【経営上の重要な契約等】

当中間連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

6【研究開発活動】

該当事項はありません。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

本文中における将来に関する事項は、当中間連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものであります。

(1)重要な会計方針及び見積り

当社グループの中間連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成しております。この中間連結財務諸表の作成にあたりまして、経営者による会計上の見積りを必要とします。経営者はこれらの見積りについて過去の実績や現状等を総合的に勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

(2)財政状態の分析

①流動資産

流動資産は173,086千円となり、前連結会計年度末(平成30年12月31日、以下「前期末」と比較して、19,022千円増加(+12.3%)しました。主な科目の増減及び増減要因は次のとおりであります。

- ・現金及び預金が前期末から19,807千円増加しました。これは、主に投資有価証券売却によるものです。

②固定資産

固定資産は1,714,093千円となり、前期末と比較して34,726千円減少(△2.0%)しました。主な科目別の増減及び増減要因は次のとおりであります。

- ・有形固定資産が前期末から33,813千円減少しました。これは、主に賃貸用の土地売却によるものです。

③流動負債

流動負債は211,649千円となり、前期末と比較して11,700千円増加(+5.9%)しました。主な科目別の増減及び増減要因は次のとおりであります。

- ・その他流動負債が、前期末から12,143千円増加しました。うち、保険預り金が8,213千円増加しました。

④固定負債

固定負債は1,158,007千円となり、前期末と比較して45,822千円減少(△3.8%)しました。主な科目別の増減及び増減要因は次のとおりであります。

- ・長期借入金が前期末から46,771千円減少しました。

⑤純資産

純資産は517,523千円となり、前期末と比較して18,417千円増加(+3.7%)しました。主な科目別の増減及び増減要因は次のとおりであります。

- ・親会社株主に帰属する中間純利益27,658千円を計上し増加、その他有価証券評価差額金が相場持ち直しにより11,202千円増加した一方で、自己株式の取得により24,693千円減少となりました。

(3)経営成績の分析

「第一部【企業情報】第3【事業の状況】1【業績等の概要】(1)業績」をご参照ください。

(4)キャッシュ・フローの状況の分析

「第一部【企業情報】第3【事業の状況】1【業績等の概要】(2)キャッシュ・フローの状況」をご参照ください。

第4【設備の状況】

1【主要な設備の状況】

(1)発行者

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2)国内子会社

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

当中間連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設計画は次のとおりであります。

国内子会社

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達方法	着手及び完了予定年月		完了後の 増加能力
				総額 (千円)	既支払額 (千円)		着手	完了	
(有) イシイ	本社 (佐賀県佐賀市)	不動産 賃貸事業	賃貸不動産	114,814	—	自己資金及び 借入金	令和2年 3月	令和2年 7月	10%増加

(2) 重要な設備の除却等

当中間連結会計期間において、重要な設備の除去等の予定はありません。

第5【発行者の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	中間連結会計期間末現在発行数(株) (令和元年6月30日)	公表日現在発行数(株) (令和元年9月25日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	12,000,000	8,662,040	3,337,960	3,337,960	東京証券取引所 (TOKYO PRO Market)	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	12,000,000	8,662,040	3,337,960	3,337,960	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数 (株)	発行済株式総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増減額 (千円)	資本準備金残高 (千円)
平成31年1月1日～ 令和元年6月30日	—	3,337,960	—	62,502	—	527,462

(5)【大株主の状況】

令和元年6月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する所有株式数の割合(%)
有限会社KIMアセント	佐賀県佐賀市高木瀬東2-2-36	1,550,000	53.48
大石 秀子	佐賀県佐賀市	230,500	7.95
大石 露	佐賀県佐賀市	230,300	7.95
石井 正登	佐賀県佐賀市	166,880	5.76
大石 禅	佐賀県佐賀市	164,300	5.67
大坪 紀美子	佐賀県佐賀市	125,700	4.34
株式会社うけがわ	佐賀市諸富町大字山領467番地9	115,300	3.98
船津 蘭乃	佐賀県佐賀市	110,300	3.81
中村 紀寿	福岡県大川市	27,100	0.94
大石 正徳	佐賀県佐賀市	20,000	0.69
AIG損害保険株式会社	東京都港区虎ノ門4丁目3番20号	20,000	0.69
計	—	2,760,380	95.24

(注1) 発行済株式総数に対する所有株式数の割合は自己株式を控除して計算しており、小数点以下第3位を四捨五入しております。

(注2) 上記のほか、自己株式が439,600株あります。

(6)【議決権の状況】

①【発行済株式】

令和元年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 439,600	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 2,897,700	28,977	—
単元未満株式	660	—	—
発行済株式総数	3,337,960	—	—
総株主の議決権	—	28,977	—

②【自己株式等】

令和元年6月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
中央インターナショナルグループ㈱	佐賀県佐賀市唐人二丁目2番12-101号	439,600	—	439,600	13.17
計	—	439,600	—	439,600	13.17

2【株価の推移】

【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成31年1月	2月	3月	4月	令和元年5月	6月
最高(円)	—	390	—	—	300	260
最低(円)	—	300	—	—	290	210

(注)最高・最低株価は、東京証券取引所(TOKYO PRO Market)におけるものであります。

3【役員の状況】

前連結会計年度に係る発行者情報の提出後、当中間連結会計期間に係る発行者情報の提出日までの役員の異動はありません。

第6【経理の状況】

1. 中間連結財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成11年大蔵省令第24号)に基づいて作成しております。
- (2) 中間連結財務諸表については、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。

2. 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、当中間連結会計期間(平成31年1月1日から令和元年6月30日まで)の中間連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより中間監査を受けております。

【中間連結財務諸表等】

(1)【中間連結財務諸表】

①【中間連結貸借対照表】

	(単位:千円)	
	前連結会計年度	当中間連結会計期間
	(平成30年12月31日)	(令和元年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	86,448	106,256
売掛金	52,145	52,411
その他	15,470	14,419
流動資産合計	154,064	173,086
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	※2	485,856
機械装置及び運搬具(純額)		10,870
土地	※2	640,882
その他(純額)		43,817
有形固定資産合計	※1	1,181,426
無形固定資産		
その他		1,421
無形固定資産合計	1,421	1,396
投資その他の資産		
投資有価証券	143,600	184,901
長期貸付金	302,761	283,101
保険積立金	61,937	55,728
その他	57,672	41,352
投資その他の資産合計	565,971	565,082
固定資産合計	1,748,819	1,714,093
資産合計	1,902,884	1,887,179

(単位:千円)

	前連結会計年度	当中間連結会計期間
	(平成30年12月31日)	(令和元年6月30日)
負債の部		
流動負債		
短期借入金	7,600	7,600
1年内返済予定の長期借入金	※2	88,798 ※2
未払金	65,715	63,445
未払法人税等	5,888	8,587
その他	31,945	44,089
流動負債合計	199,948	211,649
固定負債		
社債	100,000	100,000
長期借入金	※2	1,063,766 ※2
その他	40,063	41,012
固定負債合計	1,203,829	1,158,007
負債合計	1,403,778	1,369,656
純資産の部		
株主資本		
資本金	62,502	62,502
資本剰余金	527,462	527,462
利益剰余金	54,212	81,871
自己株式	△160,408	△185,101
株主資本合計	483,768	486,733
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	△30,232	△19,030
その他の包括利益累計額合計	△30,232	△19,030
非支配株主持分	45,570	49,820
純資産合計	499,105	517,523
負債純資産合計	1,902,884	1,887,179

②【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

【中間連結損益計算書】

(単位:千円)

	前中間連結会計期間 (自 平成30年1月1日 至 平成30年6月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成31年1月1日 至 令和元年6月30日)
売上高	342,679	335,430
営業費用	※1 332,766	※1 319,548
営業利益	9,913	15,881
営業外収益		
受取利息	145	2,626
受取配当金	1,739	1,521
受取保険金	4,469	20,922
売電収入	1,181	1,174
その他	1,182	1,115
営業外収益合計	8,717	27,359
営業外費用		
支払利息	7,368	6,978
その他	189	182
営業外費用合計	7,557	7,160
経常利益	11,073	36,081
特別利益		
固定資産売却益	— ※3	570
投資有価証券売却益	30,840	11,999
特別利益合計	30,840	12,569
特別損失		
固定資産売却損	— ※4	4,515
特別損失合計	—	4,515
税金等調整前中間純利益	41,914	44,135
法人税、住民税及び事業税	※2 13,901	※2 12,226
中間純利益	28,012	31,908
非支配株主に帰属する中間純利益	3,549	4,250
親会社株主に帰属する中間純利益	24,463	27,658

【中間連結包括利益計算書】

(単位:千円)

	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間
	(自 平成30年1月1日 至 平成30年6月30日)	(自 平成31年1月1日 至 令和元年6月30日)
中間純利益	28,012	31,908
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△10,115	11,202
その他の包括利益合計	△10,115	11,202
中間包括利益	17,897	43,110
(内訳)		
親会社株主に係る中間包括利益	14,347	38,860
非支配株主に係る中間包括利益	3,549	4,250

③【中間連結株主資本等変動計算書】

前中間連結会計期間(自 平成30年 1月 1日 至 平成30年 6月 30日)

(単位:千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	62,502	527,462	4,073	△80,348	513,688
当中間期変動額					
親会社株主に帰属する 中間純利益			24,463		24,463
自己株式の取得				△29,985	△29,985
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)					—
当中間期変動額合計	—	—	24,463	△29,985	△5,521
当中間期末残高	62,502	527,462	28,536	△110,333	508,166

(単位:千円)

	その他の包括利益累計額		非支配 株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括利 益累計額合計		
当期首残高	2,633	2,633	38,944	555,266
当中間期変動額				
親会社株主に帰属する 中間純利益				24,463
自己株式の取得				△29,985
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)	△10,115	△10,115	3,074	△7,040
当中間期変動額合計	△10,115	△10,115	3,074	△12,562
当中間期末残高	△7,482	△7,482	42,019	542,703

当中間連結会計期間(自 平成31年 1月 1日 至 令和元年 6月30日)

(単位:千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	62,502	527,462	54,212	△160,408	483,768
当中間期変動額					
親会社株主に帰属する中間純利益			27,658		27,658
自己株式の取得				△24,693	△24,693
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)					—
当中間期変動額合計	—	—	27,658	△24,693	2,965
当中間期末残高	62,502	527,462	81,871	△185,101	486,733

(単位:千円)

	その他の包括利益累計額		非支配 株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	△30,232	△30,232	45,570	499,105
当中間期変動額				
親会社株主に帰属する中間純利益				27,658
自己株式の取得				△24,693
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	11,202	11,202	4,250	15,452
当中間期変動額合計	11,202	11,202	4,250	18,417
当中間期末残高	△19,030	△19,030	49,820	517,523

④【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位:千円)

	前中間連結会計期間 (自 平成30年1月1日 至 平成30年6月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成31年1月1日 至 令和元年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益	41,914	44,135
減価償却費	22,422	18,687
受取利息及び受取配当金	△1,884	△4,147
支払利息	7,368	6,978
投資有価証券売却益	△30,840	△11,999
固定資産売却益	—	△570
固定資産売却損	—	4,515
売上債権の増減額(△は増加)	6,492	△265
未払金の増減額(△は減少)	1,418	△2,270
その他	5,877	△7,642
小計	52,768	47,420
利息及び配当金の受取額	1,884	4,147
利息の支払額	△7,368	△6,978
法人税等の支払額	△14,686	△9,586
営業活動によるキャッシュ・フロー	32,597	35,004
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	—	△3,000
投資有価証券の取得による支出	△237,669	△47,104
投資有価証券の売却による収入	289,471	42,557
保険積立金の積立による支出	△193	△185
保険積立金の払戻による収入	11,161	27,316
固定資産の取得による支出	△52,696	△5,000
固定資産の売却による収入	—	18,107
貸付金の回収による収入	140	19,276
その他	△174	2,701
投資活動によるキャッシュ・フロー	10,039	54,667

財務活動によるキャッシュ・フロー

長期借入れによる収入	50,000	—
長期借入金の返済による支出	△43,623	△47,643
自己株式取得による支出	△29,985	△24,693
その他	△1,170	△528
財務活動によるキャッシュ・フロー	△24,778	△72,864
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	17,858	16,807
現金及び現金同等物の期首残高	190,132	78,048
現金及び現金同等物の中間期末残高	※1	207,991
	※1	94,856

【注記事項】

(中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 8社

(2) 連結子会社の名称

中央保険サービス株式会社

有限会社総合保険サービス

有限会社唐津中央サービス

有限会社東京中央サービス

株式会社東北永愛友商事岩手

株式会社中央保険サービス

有限会社イシイ

有限会社Cig商事

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の中間決算日等に関する事項

連結子会社の中間決算日は、中間連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

a その他有価証券

時価のあるもの

中間連結会計期間末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)

主として、定率法によっております。

但し、平成10年4月1日以降取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 15～50年

機械装置及び運搬具 5～17年

② 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法によっております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、隨時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

(4) その他中間連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。なお、仮払消費税及び仮受消費税は、相殺の上、流動負債のその他に含めて表示しております。

(中間連結貸借対照表関係)

※1 減価償却累計額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成30年12月31日)	当中間連結会計期間 (令和元年 6月30日)
有形固定資産の減価償却累計額	278,074千円	271,373千円

※2 担保資産及び担保付債務

	前連結会計年度 (平成30年12月31日)	当中間連結会計期間 (令和元年 6月30日)
建物及び構築物	415,250千円	397,889千円
土地	625,562千円	661,097千円
計	1,040,813千円	1,058,987千円

	前連結会計年度 (平成30年12月31日)	当中間連結会計期間 (令和元年 6月30日)
1年内返済予定の長期借入金	86,369千円	85,498千円
長期借入金	1,055,601千円	1,010,044千円
計	1,141,971千円	1,095,542千円

(中間連結損益計算書関係)

※1 営業費用のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間
	(自 平成30年 1月 1日 至 平成30年 6月 30日)	(自 平成31年 1月 1日 至 令和元年 6月 30日)
役員報酬	59,260千円	63,580千円
外交員給与	95,345千円	93,620千円
給料及び手当	52,672千円	51,371千円

※2 中間連結会計期間における税金費用につきましては、簡便法により計算しているため、法人税等調整額は「法人税等」に含めて計算しております。

※3 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間
	(自 平成30年 1月 1日 至 平成30年 6月 30日)	(自 平成31年 1月 1日 至 令和元年 6月 30日)
建物及び構築物	—	531千円
機械装置及び運搬具	—	38千円

※4 固定資産売却損の内容は次のとおりであります。

	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間
	(自 平成30年 1月 1日 至 平成30年 6月 30日)	(自 平成31年 1月 1日 至 令和元年 6月 30日)
建物及び構築物	—	4,515千円

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間(自 平成30年 1月 1日 至 平成30年 6月 30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首株式数(株)	当中間連結会計期間増加株式数(株)	当中間連結会計期間減少株式数(株)	当中間連結会計期間末株式数(株)
発行済株式				
普通株式	3,337,960	—	—	3,337,960
合計	3,337,960	—	—	3,337,960
自己株式				
普通株式 (注)	186,200	62,700	—	248,900
合計	186,200	62,700	—	248,900

(注) 普通株式の自己株式の増加62,700株は、取締役会決議による自己株式の取得によるものです。

2. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当中間連結会計期間(自 平成31年 1月 1日 至 令和元年 6月 30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首株式数(株)	当中間連結会計期間増加株式数(株)	当中間連結会計期間減少株式数(株)	当中間連結会計期間末株式数(株)
発行済株式				
普通株式	3,337,960	—	—	3,337,960
合計	3,337,960	—	—	3,337,960
自己株式				
普通株式 (注)	348,400	91,200	—	439,600
合計	348,400	91,200	—	439,600

(注) 普通株式の自己株式の増加91,200株は、取締役会決議による自己株式の取得によるものです。

2. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に記載されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 平成30年 1月 1日 至 平成30年 6月 30日)	当中間連結会計期間 (自 平成31年 1月 1日 至 令和元年 6月 30日)
現金及び預金	209,891千円	106,256千円
預入期間が3カ月を超える定期預金	△1,900千円	△11,400千円
現金及び現金同等物	207,991千円	94,856千円

(金融商品関係)

金融商品の時価等に関する事項

中間連結貸借対照表計上額(連結貸借対照表計上額)、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません((注2)を参照ください。)。

前連結会計年度(平成30年12月31日)

	連結貸借対照表 計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1)現金及び預金	86,448	86,448	—
(2)売掛金	52,145	52,145	—
(3)投資有価証券			
①その他有価証券	142,335	142,335	—
(4)長期貸付金 (1年内回収予定の長期貸付金を含む)	312,591	312,591	—
資産計	593,521	593,521	—
(1)未払金	65,715	65,715	—
(2)長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金含む)	1,152,565	1,153,213	648
(3)社債	100,000	100,379	379
負債計	1,318,280	1,319,308	1,028

当中間連結会計期間(令和元年 6月30日)

	中間連結貸借対照表 計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1)現金及び預金	106,256	106,256	—
(2)売掛金	52,411	52,411	—
(3)投資有価証券			
①その他有価証券	183,636	183,636	—
(4)長期貸付金 (1年内回収予定の長期貸付金を含む)	293,315	293,315	—
資産計	635,619	635,619	—
(1)未払金	63,445	63,445	—
(2)長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金含む)	1,104,921	1,105,497	576
(3)社債	100,000	100,544	544
負債計	1,268,367	1,269,488	1,121

(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

(1)現金及び預金、(2)売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3)投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、投資信託については、公表されている基準価格等によっております。

(4)長期貸付金(1年内回収予定長期貸付金を含む)

長期貸付金の時価については、市場金利に連動する変動金利のため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1)未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2)長期借入金(1年内返済予定の長期借入金含む)

長期借入金の時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(3)社債

社債の時価は、元利金の合計額を当該社債の残存期間および信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の中間連結貸借対照表計上額(連結貸借対照表計上額)

区分	前連結会計年度 (平成30年12月31日)	当中間連結会計期間 (令和元年6月30日)
非上場株式	1,264	1,264

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3)投資有価証券」には含めておりません。

(有価証券関係)

その他有価証券

前連結会計年度(平成30年12月31日)

種類	連結貸借対照表 計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
(1) 株式	—	—	—
小計	—	—	—
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
(1) 株式	142,335	186,121	△ 43,785
小計	142,335	186,121	△ 43,785
合計	142,335	186,121	△ 43,785

(注) 非上場株式(連結貸借対照表計上額 1,264千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当中間連結会計期間(令和元年6月30日)

種類	中間連結貸借対照表 計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
(1) 株式	9,966	9,756	209
(2) その他	—	—	—
小計	9,966	9,756	209
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
(1) 株式	173,277	192,517	△19,240
(2) その他	392	392	—
小計	173,670	192,910	△19,240
合計	183,636	202,666	△19,030

(注) 非上場株式(中間連結貸借対照表計上額 1,264千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

(賃貸等不動産関係)

前連結会計年度(自 平成30年1月1日 至 平成30年12月31日)

当社及び一部連結子会社では、佐賀県その他の地域において、賃貸用の土地等を有しております。
平成30年12月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は21,936千円(賃貸収益は売上高、主な賃貸費用は営業費用に計上)であります。

また、当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、期中増減額及び時価は以下のとおりであります。

(単位:千円)

連結貸借対照表計上額	期首残高	1,115,676
	期中増減額	△ 219,463
	期末残高	896,212
期末時価		836,995

(注) 1.連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

2.期中増減額のうち、主なものは賃貸用土地、建物購入による増加61,204千円、自己用資産から賃貸への転用による増加22,927千円、土地、建物売却による減少280,916千円、減価償却による減少22,679千円等であります。

3.期末の時価は、主として「固定資産税評価額」等の指標を用いて合理的に算定したものであります。

当中間連結会計期間(自 平成31年1月1日 至 令和元年6月30日)

当社及び一部連結子会社では、佐賀県その他の地域において、賃貸用の土地等を有しております。
当中間連結会計期間における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は6,228千円(賃貸収益は売上高、賃貸費用は営業費用に計上)であります。

また、当該賃貸等不動産の中間連結貸借対照表計上額、期中増減額及び時価は以下のとおりであります。

(単位:千円)

中間連結貸借対照表計上額	期首残高	896,212
	期中増減額	19,139
	期末残高	915,352
期末時価		789,904

(注) 1.中間連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

2.期中増減額のうち、主なものは賃貸用の土地に用途変更による増加39,387千円、賃貸用土地建物の売却による減少8,476千円、減価償却による減少11,771千円であります。

3.期末の時価は、主として「固定資産税評価額」等の指標を用いて合理的に算定したものであります。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、事業の内容により事業セグメントを識別しており、「保険サービス事業」と「不動産賃貸事業」の2つを報告セグメントとしております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算出方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前中間連結会計期間(自 平成30年1月1日 至 平成30年6月30日)

(単位:千円)

	報告セグメント			その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	中間連結 財務諸表 計上額 (注)3
	保険サービ ス事業	不動産賃貸 事業	計				
売上高							
外部顧客へ の売上高	288,960	52,968	341,929	749	342,679	—	342,679
セグメント間 の内部売上 高 又は振替高	—	6,570	6,570	1,726	8,296	△ 8,296	—
計	288,960	59,538	348,499	2,476	350,975	△ 8,296	342,679
セグメント利益	19,277	15,014	34,291	△ 6,506	27,785	△ 17,872	9,913
セグメント資産	379,167	1,243,807	1,622,974	10,767	1,633,742	372,171	2,005,914
その他の項目							
減価償却費	4,169	18,252	22,422	—	22,422	—	22,422
有形固定資 産及び無形 固定資産の 増加額	1,041	51,655	52,696	—	52,696	—	52,696

(注)1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、不動産販売仲介業務等を含んでおります。

2. 調整額の内容は以下のとおりであります。

(1) セグメント利益の調整額△17,872千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。

全社費用は、報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

(2) セグメント資産の調整額372,171千円は、各報告セグメントに配分していない全社資産に係るものであります。

3. セグメント利益は、中間連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当中間連結会計期間(自 平成31年1月1日 至 令和元年6月30日)

(単位:千円)

	報告セグメント			その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	中間連結 財務諸表 計上額 (注)3
	保険サービ ス事業	不動産賃貸 事業	計				
売上高 外部顧客へ の売上高	290,574	42,833	333,408	2,022	335,430	—	335,430
セグメント間 の内部売上 高 又は振替高	—	5,260	5,260	688	5,948	△ 5,948	—
計	290,574	48,093	338,668	2,711	341,379	△ 5,948	335,430
セグメント利益	25,945	9,342	35,288	△ 4,598	30,689	△ 14,807	15,881
セグメント資産	340,325	1,271,761	1,612,087	10,762	1,622,850	264,329	1,887,179
その他の項目 減価償却費	3,572	15,114	18,687	—	18,687	—	18,687
有形固定資 産及び無形 固定資産の 増加額	—	5,000	5,000	—	5,000	—	5,000

(注)1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、不動産販売仲介業務等を含んでおります。

2. 調整額の内容は以下のとおりであります。

(1) セグメント利益の調整額△14,807千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。

全社費用は、報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

(2) セグメント資産の調整額264,329千円は、各報告セグメントに配分していない全社資産に係るものであります。

3. セグメント利益は、中間連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

【関連情報】

前中間連結期間(自 平成30年 1月 1日 至 平成30年 6月30日)

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位:千円)

	保険サービス事業	不動産賃貸事業	その他	合計
外部顧客への売上高	288,960	52,968	749	342,679

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が中間連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位:千円)

顧客の名称または氏名	売上高	関連するセグメント名
AIG損害保険株式会社	144,697	
東京海上日動火災保険株式会社	52,039	保険サービス事業

当中間連結会計期間(自 平成31年 1月 1日 至 令和元年 6月30日)

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位:千円)

	保険サービス事業	不動産賃貸事業	その他	合計
外部顧客への売上高	290,574	42,833	2,022	335,430

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が中間連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位:千円)

顧客の名称または氏名	売上高	関連するセグメント名
AIG損害保険株式会社	143,891	
東京海上日動火災保険株式会社	50,349	保険サービス事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前中間連結会計期間(自 平成30年 1月 1日 至 平成30年 6月30日)及び当中間連結会計期間(自 平成31年 1月 1日 至 令和元年 6月30日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前中間連結会計期間(自 平成30年 1月 1日 至 平成30年 6月30日)及び当中間連結会計期間(自 平成31年 1月 1日 至 令和元年 6月30日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前中間連結会計期間(自 平成30年 1月 1日 至 平成30年 6月30日)及び当中間連結会計期間(自 平成31年 1月 1日 至 令和元年 6月30日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり純資産額は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度	当中間連結会計期間
	(平成30年12月31日)	(令和元年 6月30日)
1株当たり純資産額	151円71銭	161円37銭

1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前中間連結会計期間 (自 平成30年 1月 1日 至 平成30年6月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成31年 1月 1日 至 令和元年 6月30日)
1株当たり中間純利益金額	7円83銭	9円31銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する中間純利益金額(千円)	24,463	27,658
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する中間純利益金額(千円)	24,463	27,658
普通株式の期中平均株式数(株)	3,124,760	2,971,531

(注) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額は、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事項)

該当事項はありません。

(2)【その他】

該当事項はありません。

第7 【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第二部 【特別情報】

第1 【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

令和元年9月24日

中央インターナショナルグループ株式会社

取締役会御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
公認会計士 宮 勇 健
業務執行社員

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている中央インターナショナルグループ株式会社の平成31年1月1日から令和元年12月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成31年1月1日から令和元年6月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について中間監査を行った。

中間連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するためには年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手續等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間連結財務諸表の作成と有用な情報の表示に関する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、中央インターナショナルグループ株式会社及び連結子会社の令和元年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成31年1月1日から令和元年6月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上